

令和5年1月教育委員会定例会会議事録

- 1 招集年月日 令和5年1月12日（木）午前10時00分 開会
- 2 招集場所 喜多方市役所本庁舎4階 第3委員会室
- 3 出席者
- | | |
|----------|------|
| 教育長 | 大場健哉 |
| 教育長職務代理者 | 大森佳彦 |
| 二番委員 | 遠藤一幸 |
| 三番委員 | 高橋明子 |
| 四番委員 | 長田聡子 |
- 4 出席職員
- | | |
|----------|-------|
| 教育部長 | 遠藤紀雄 |
| 教育総務課長 | 佐野仁美 |
| 学校教育課長 | 穴澤正志 |
| 生涯学習課長 | 佐藤洋 |
| 文化課長 | 伊藤博之 |
| 中央公民館長 | 田中勲 |
| 学校教育課主幹 | 外島誠司 |
| 文化課主幹 | 鈴木美智子 |
| 教育総務課長補佐 | 塚原和憲 |
| 学校教育課長補佐 | 高橋亮慈 |
| 生涯学習課長補佐 | 高橋淳 |
| 文化課長補佐 | 高畑知史 |
| 中央公民館長補佐 | 中村美恵子 |
| 文化課主査 | 蓮沼優介 |
- 5 閉会 午後0時05分

1 開会
2 会期の決定
3 書記の指名

教育長 改めましておはようございます。
皆さんお揃いですので、令和5年1月の教育委員会定例会を開催
したいと思います。

それでは、本日の会期の決定に移りますが、会期の決定について
は本日1日ということでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 では、ご異議等ないということですので、会期については
本日1日といたします。

続いて、書記の指名であります。書記につきましては教育総務
課長補佐にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでし
ょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議ないということですので、書記については、教育総務
課長補佐を指名いたします。よろしくお願いいたします。

4 会議録の承認

教育長 続いて、会議録の承認に移ります。

お手元に令和4年12月の教育委員会定例会の会議の議事録をお持
ちかと思いますが、この内容等についてご質問、または訂正等ござ
いましてらよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員 なし

教育長 それでは、特にないということですので、会議録について
はこのとおり承認することといたします。

5 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長 次に5番の報告事項に入りますが、ここに入る前にですが、本日
の議案等のうち、議案第32号令和4年度喜多方市教育委員会表彰に
ついては、表彰に係る案件でありますので、会議を公開すること
により、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあります。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数決で議決した場合は、案件について公開しないことができるとされております。

そこで、お諮りいたします。

議案第32号については、非公開で実施することとしてよろしいでしょうか。

各委員
教育長

異議なし

異議なしということですので、議案第32号については非公開といたします。

このことにより本日の審議ですが、5番の報告事項の次に、7番協議事項、8番その他、9番連絡事項という流れで進みまして、9番の連絡事項が終わりましたならば、6番の審議事項に移るということでよろしいでしょうか。

各委員
教育長

異議なし

では、そのように進めますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、5番の報告事項に入りますが、内容に入ります前に加筆訂正等ありましたらお願ひいたします。

教育総務課長
教育長

加筆訂正等ございませんので、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。

それでは、(1)の行事等の報告に移ります。事務局より説明をお願ひいたします。

教育総務課長

では、1ページお開きいただきたいと思います。

行事等の報告について申し上げます。

前回、12月の定例会開催日の12月15日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり2件ございました。日時、行事名、開催場所、出席者は記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

教育長

ただいま説明がありましたが、この内容につきましてご意見、ご質問ございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

各委員
教育長

なし

では、特にないということですので、行事等の報告についてはこの程度といたします。

(2) 教育長の報告

報告第23号 後援の承認について

教育長 続いて、(2)の教育長の報告ということで、報告第23号後援の承認についてを取り上げます。事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 2ページお開きいただきたいと思います。

報告第23号後援の承認についてであります。12月定例会以降、後援を1件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

生涯学習課長 生涯学習課所管分の後援1件についてご説明申し上げます。

なお、使用名義は喜多方市教育委員会であります。内容につきましては、所管課から説明をいたします。

生涯学習課長 それでは、生涯学習課所管分の後援1件についてご説明申し上げます。

ナンバー1の後援でございますが、事業名につきましては、若者による観光ガイド「さくらメイト2023」養成講座で、開催につきましては2月18日、2月25日、3月4日、3月11日の計4日間で行われます。

会場につきましては、喜多方市厚生会館となります。

この事業でございますが、学生や若者を対象といたしました観光ガイドの養成講座を行いまして、本市の歴史や文化、観光などについて学んでいただくもので、4月に実施予定であります「さくらまつり」開催期間中に、さくらメイトとして観光案内をしていただくものになります。

以下、記載の内容のとおりでございます。

説明は以上です。

教育長 ありがとうございます。

ただいま後援1件について説明ありましたが、この内容等について、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

高橋委員 対象が学生、若者というお話でしたが、例えば中学生以上ぐらいに枠を広げるとか、そういったお考えはないのでしょうか。

生涯学習課長 このさくらメイト養成講座の対象といたしましては、一応高校生以上ということで想定しております。

やはり市内外からお越しになるので、その点の観光の案内の仕方ですとか、スキルですとか、高校生以上が望ましいということです。

高橋委員 わかりました。

教育長 他にございますでしょうか。

各委員 なし

教育長 それでは、特にご意見等ないということですので、この件についてはこの程度といたします。

7 協議事項

協議第8号 新山都公民館建設基本設計（案）について

教育長 続いて、7番の協議事項に移ります。内容に入ります前に、加筆訂正等ございましたらお願いいたします。

教育総務課長 それでは、加筆訂正等について申し上げます。

協議第9号喜多方市文化芸術推進基本計画（案）についてでございますが、別紙でお配りしております冊子になっているのをご覧いただきたいと思います。

喜多方市文化芸術推進基本計画（案）のまず10ページをお開きいただきたいと思います。10ページに表がございます。本市の指定文化財の件数という表の中の一番下になります合計の欄、県というところ、37という数字が入っておりますが、38の誤りですので、訂正をお願いしたいと思います。37を38に訂正お願いいたします。

同じく計画の12ページお開きいただきたいと思います。

一番上の黒四角、会津の染型紙と関係資料のところ、下から2行目になります。「デザイ」とあり、カタカナの「ン」が抜けておりましたので加筆いただきたいと思います。

それから、13ページになります。この部分につきまして、本日机の上にお配りしておりますが、食文化のところの下に花の説明書きを加えるところが漏れておりましたので、そのページにつきましては差し替えということでお願いいたします。

加筆訂正等については以上になります。よろしくお願いいたします。

教育長 訂正等が2カ所と加筆のため差し替え1ページというところがあります。この点についてよろしいでしょうか。

各委員 了承

教育長 それでは、協議の第8号に移ります。

新山都公民館建設基本計画（案）についてを取り上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長 新山都公民館建設基本設計（案）についてご説明申し上げますので、A4縦の定例会別紙資料をご覧いただきたいと思います。

基本設計の概要といたしましては、まず建設計画の概要でございますが、敷地の概要といたしましては、建設予定地につきましては山都総合所南側の空き地になりますが、山都町字広中新田1167番地外となり、敷地面積につきましては駐車場を含みます3,208平方メートルとなります。

次に、施設の規模等でございますが、構造は木造平屋建てで、建

築面積は680平方メートルとなります。

次に、各諸室等の床面積でございますが、記載のとおりとなりますが、事務室の他8つの諸室で構成してございます。

次に、概算事業費でございますが、建築工事で約5億円、工事監理委託業務で約1,000万円、外構工事で約6,000万円となります。

次に、基本計画（案）についてご説明申し上げますので、別紙のA3横の図面をご覧くださいと思います。

図面の右下に、図面番号を記載しておりますが、図面番号1につきましては建物の配置図となります。

建設予定地の空き地でございますが、現況盛土となっていることから、地盤面を山都総合支所の庁舎の駐車場と同じ高さまで、切土をいたします。このことによりまして、支所庁舎と同じ高さとなり、また建物東側の通路となりますアプローチ部分については、車椅子専用の思いやり駐車場や、既存駐車場からの階段、スロープを設置するとともに、冬期間公民館の公民館利用者が安心して駐車場から公民館に行けるように、通路の路面の一部にロードヒーティングを設置いたしまして、駐車場から館内まではバリアフリーで入れるように計画いたします。

また、建物の南側と西側につきましては、犬走りから5メートルの範囲をアスファルト舗装といたしまして、冬場除雪車が入れるようにいたします。

さらに南側、図面で言いますと下の部分になりますが、緑地部分ということで、こちらについては傾斜地といたしまして、冬期間については堆雪スペースとして利用することとなります。

次に、図面番号2をご覧くださいと思いますが、建物の平面図となります。

各諸室等の配置についてであります。玄関の出入口となりますエントランスということで、東側になりますが、冬期間の季節風、西風がかなり強いので、そちらを考慮いたしました。それで東側に玄関を設けたということでございます。

印刷室を含む事務室は南側、会議室の2つを北側に配置いたしまして、会議室と調理実習室は直接出入できるようにいたします。

また、交流スペース、展示コーナーを介しまして正面に多目的ホールを配置いたします。

さらには、中央廊下に面しまして南側に図書コーナー、北側に調理実習室と授乳室、トイレ等の水回りを配置するようにいたします。

そのほか、図書コーナーと事務室は隣り合わせで、直接出入できるようにいたします。そのほか、図書コーナーはホールとの仕切り

で、ガラス窓を用いまして開放的な空間とし、その一部を幼児コーナー、読み聞かせコーナーと、貸出禁止図書の所蔵室といたします。

次、図面番号3をご覧いただきたいと思いますが、建物の立面図となります。

建物の屋根は、北側、南側を傾斜とした切り妻屋根といたします。屋根の上の部分については、屋根に積もった雪が切れるように雪割りを設けることといたします。

また、建物の東面には高い高窓を設けまして、廊下に光が入るようにいたします。

屋根に積もった雪処理については、南面の屋根と軒先まわりについては自然落下ということといたしまして、北側の屋根については雪止めを施し、さらに、南面の屋根には青く着色してございますが、20キロワット程度の太陽光パネルを設置いたします。

そのほか、外壁、床、屋根には高断熱素材を施し、開口部分については断熱サッシというふういたします。

説明は以上となります。

教育長

ありがとうございました。

生涯学習課長より新山都公民館の説明がございましたが、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。

高橋委員

図面の1を見ていて感じたのですが、山都体育館はこれからも使うことになると思うのですが、体育館との連絡通路のようなものがあるといいと思うのですが、そういった計画はいかがでしょうか。

生涯学習課長

体育館との連絡通路ということでございますが、現在の山都公民館と山都体育館については、隣接しているということで若干の通路という形で、屋根を設けて接続してございますが、山都体育館を管理している山都スポーツクラブと協議いたしまして、この連絡通路についてはイベントがあるとき、例えばそばまつりですとか大きなイベントがあれば、公民館と体育館の連絡通路として使うのですけれども、イベント以外はほとんど使わないということでございましたので、新しい公民館と体育館の連絡通路については、それほど距離もないということで、特に通路を新たに設けるという考えは今のところございません。

高橋委員

わかりました。

教育長

他にございますでしょうか。

高橋委員

図面番号2の建物の見取図ですが、これを見ると出入口というのは西側の多目的ホールから直接外に出る非常口になるのでしょうか。通常の入口は東側にあるということでしょうか。確認です。

生涯学習課長

先ほども申しましたように、通常の出入口というのは玄関ホール、

エントランスになり、東側でございます。委員おっしゃるように多目的ホールの非常口、荷物搬入口も併用いたしますが、そちらについては図面でいうと左側に2つほど設けてございます。

高橋委員

非常口、非常の際の誘導のルートといいますか、そういうのがよくわからないのですけれども、非常口はもっと多く必要ではないのでしょうか。

生涯学習課長

非常口の数でございますけれども、非常口については先ほど申しましたように、多目的ホールとエントランスの玄関側になりますが、この非常口につきましても、消防とこれから協議をしまして、実際に検査を受けるように、この図面での協議を行うこととなりますので、例えばこれでは少ないということであれば、そちらのほうも消防署等の意見をいただきながら、変更もあり得るということでございます。現在については、建物の西、多目的ホールの西側と東側の玄関ということでございます。

高橋委員

わかりました。

私が心配するのは、冬場の屋根からの雪というのが、図面の左側の多目的ホール側に雪が落ちるのではないか、雪がたくさん積もる地域ですし、この部分は通路として狭いのかなとも思います。冬場の非常の際に備えていつもその非常口の周りというのは開けなくてはならないことになると思いますので、職員の方々の負担が大変かもしれないので、冬場でもすぐ外に出られるところで出入口1つ確保されたほうがいいのかというふうに思いました。以上です。

生涯学習課長

非常口ということでございますけれども、先ほども申しましたように、建物の周り5メートルを範囲とした形で除雪ができるように、アスファルト舗装をいたします。その部分についてはこまめに除雪していただいて、積雪にならないような形で雪処理をしていただくこととなりますので、ご理解いただきたいと思います。

その他に、先ほども申しましたように東側については、ピンクの着色部分については、ロードヒーティングを施すような計画でありますので、基本建物の周りにはあまり雪が積もらないような形にしております。

高橋委員

わかりました。

教育長

よろしいでしょうか。

ちなみに、南側の側溝というのは蓋がかかるのでしょうか。

生涯学習課長

この側溝についても、グレーチングだったりそういった施しが必要な部分については設置したいというふうに考えてございますが、一応この部分については雨水排水を考慮しておりますので、例えば駐車場側であればグレーチング等は必要かなというふうに思います

が、南側の側溝については人が出入するようなことがないので、グレーチング等の蓋は要らないのかなというふうにも思いますが、その辺についても建設、建築のほうとよく協議して進めていきたいというふうには思います。

教育長 何を心配したかといいますと、雨水とか積雪のことも含めて側溝には多分グレーチング等の蓋がかからないのかなと想像したんです。小中学校ではよくこういうケースで大怪我が生じてしまいます。ましてや周りがアスファルトじゃないですか。子どもたちは駆けずり回るので、側溝の部分は少し考えたほうがいいのかあというふうに思いました。

では、他にございませんでしょうか。

高橋委員 図面の3番のところで説明あったのですが、太陽光パネルを使うということでしたけれども、これはどのようなところに利用する電力になるのでしょうか。

生涯学習課長 太陽光発電については、先ほども申しましたように20キロワットということで想定してございます。この部分については、建物の電力を賄うものとなりますが、図面番号1の計画建物のこちらにキュービクルとありますが、こちらの高圧のキュービクルになります。太陽光パネルで発電した電力と、東北電力から供給される電力を併せ持って、その施設で使うものということで現在のところ想定してございますが、その他に、この山都公民館についてはCO₂削減率50%を目指した建物とすることで想定してございます。

環境省が認証しているZEB、Nearly ZEB、ZEB Readyというランクがございしますが、そのCO₂削減率50%という形で、この公民館は目指しておりますので、それら再エネと創エネを合わせた形で建物を整備するということでございます。

教育長 よろしいでしょうか。

高橋委員 わかりました。

教育長 他にございますでしょうか。

各委員 なし

教育長 他にないということですので、協議第8号新山都公民館建設基本設計（案）については、この程度にしたいと思えます。

協議第9号 喜多方市文化芸術推進基本計画（案）について

教育長 続いて、協議第9号に移ります。

喜多方市文化芸術推進基本計画（案）についてを取り上げます。事務局より説明をお願いいたします。

文化課長

資料9ページでございます。

喜多方市文化芸術推進基本計画（案）についてでございますが、この計画案につきまして、別紙のとおり協議するものでございます。別紙をご覧くださいと思います。

では、別紙となりますが、喜多方市文化芸術推進基本計画（案）の目次となりますが、全体で第1章から第4章まで、最後に資料編ということで構成しております。

では、1ページをお開きいただきまして、第1章計画の策定にあたってという部分です。

1 計画策定の趣旨でございますが、この文章中3段落目、本市ではということになります。この2行目の「さらに」からになりますけれども、魅力ある喜多方市をつくるためには、本市の豊富な歴史文化資源や地域資源を活用した文化芸術活動を積極的に行い、市民の郷土に対する誇りや愛着を高め、文化芸術の持つ創造性により日常の中に文化芸術あふれる、喜多方らしいまちづくりを進めることが必要です。

このようなことから、「喜多方市総合計画」に示す将来像の実現に向け、本市が目指す文化芸術に関する施策の指針となる「喜多方市文化芸術推進基本計画」を策定するというものでございます。

次ページをお願いいたします。

本計画の位置付けでございます。

本計画につきましては、関連する法律、国、県の計画などを踏まえ、喜多方市総合計画との整合性を図り策定いたしました。喜多方市教育振興基本計画に掲げる「歴史・文化・芸術への関心を高め、豊かな感性と郷土愛を育む」の創造に向け、文化芸術振興の個別計画として策定するものでございます。

一番下の、なお、本計画の実現に向け、本市の他の関連計画と連携しながら展開するとともに、施策の推進に当たりましては、関連計画の各事業実施計画等において具体的な取組を進めるものでございます。

2 ページの下のほうになります。3 計画期間でございます。本計画につきましては、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とするものでございます。なお、必要に応じ計画の見直しを検討してまいります。

次ページをお願いいたします。

3 ページ、4 計画の対象とする文化芸術の範囲でございます。本計画の中で対象とする文化芸術につきましては、文化芸術基本法に掲げられております項目を基本としながら、以下のとおりとすると

ということで、その記載がありますとおり、芸術、メディア芸術、伝統芸能といったような記載の内容となっております。

次ページ、4ページをお願いいたします。

4ページからにつきましては、第2章ということで文化芸術の社会的背景ですとか、アンケートの実施結果などということでございます。説明は省略させていただきますが、これらのアンケート結果などを踏まえまして、18ページをお開きいただきまして、中段以降になります。4として取り組むべき課題として整理をさせていただきます。大きく5つございます。

まず1つが、文化芸術に関わる機会の充実を図ること。2つ目が文化芸術を支える人材や団体などの育成、環境の整備を図ること。3つ目、子どもの頃から身近な文化芸術に触れ得る機会を創出すること。4つ目、歴史文化資源の保存、継承と活用を図ること。5つ目、情報収集・発信を強化することということでございます。

次ページをお願いいたします。

第3章からは計画の体系でございます。まず、基本理念、将来像といたしまして、青字であります。文化芸術で出会い、育む喜多方のひと・まち・みらい、文化芸術創造都市の形成と定めてございます。

囲みの中に説明文ございますが、2段目以降、わたしたちはの後になりますけれども、喜多方の歴史や風土を大切にまもり・いかし・伝えるとともに、市民・企業・教育機関・関係団体・行政などの連携・協働により、「ひと」同士のつながりを持ち、文化芸術の持つ創造性を領域横断的に活用した事業の推進により、日常の中に文化芸術があふれる喜多方ならではの「まち」をつくり、持続可能で活力ある喜多方市の「みらい」を目指すというものでございます。

次ページをお願いいたします。

基本目標でございますが、今ほどの基本理念を達成するための基本目標を以下のとおりとしてございます。

3点ございますが、まず1つ目、文化芸術に接する機会を創出する。2つ目が、歴史文化資源をみんなでまもり、いかし、つなげる。3つ目、「ひと」と「まち」の仕組みをつくるということで、この3点を基本目標としておるところでございます。

次ページをお願いいたします。

21ページにつきましては、計画の体系図でございます。基本目標に基づきます施策目標、または施策の柱として提示をさせていただきます。それらの内容につきましては次ページ以降ということで説明申し上げますが、なお、この体系図の中ほど緑色の部分でございます。

が、こちらは文化財保存活用に関する内容となっております。この部分につきましては、この後個別の計画を策定しておりますので、こちらでも説明させていただきますので、ここは芸術の文化財、保存も含めた計画を策定するという事で提示をしてございます。

次ページをお願いいたします。22ページでございます。

ここからは基本目標に基づく施策目標・施策の柱ということでございます。主なものについてご説明させていただきます。

まず、基本目標1の文化芸術に接する機会を創出するという事で、この施策目標の1つ目としましては、誰もが文化芸術を身近に感じられる機会を創出する、あらゆる市民が気軽に文化芸術に親しめるよう、文化芸術に触れる機会の充実に努めますという事でございます。

23ページになりますが、その施策の柱、それぞれ1つ目、身近な場所での文化芸術に触れる機会の創出、主な取組としましては、美術館における展覧会の充実または教育への普及など。柱の2つ目、多様な文化芸術活動機会の創出という事で、主な取組としましては、障がい者、年齢などを問わず、文化芸術体験ができるような機会を創出するというものでございます。

次ページをお願いいたします。

施策目標(2)の子どもたちが文化芸術に触れる機会を創出する、子どもの頃から文化芸術に触れる機会を創出する、これは子どもの頃から文化芸術に触れる機会の拡充を図り、将来を担う子どもたちの豊かな感性や創造力を育みますという事で、25ページは施策の柱、それぞれ教育機関における文化芸術に触れる機会の創出、また2つ目では将来の文化芸術を担う子どもたちの育成で、主な取組としましては、親子や家族で参加や体験ができる企画の検討・実施などでございます。

次ページをお願いいたします。

基本目標2の歴史文化資源をみんなでまもり、いかし、つなげる、こちらにつきましては先ほども触れましたが、文化財に関する内容ということになります。この後の文化財保存活用地域計画の中で、具体的な内容等説明申し上げますが、これは簡潔にご説明させていただきたいと思っております。

まず、施策目標の(1)歴史文化資源を把握し、適切に保存する、歴史文化資源の調査研究や、保存管理、防災・防犯対策を行い、地域に受け継がれてきた貴重な歴史文化資源をまもりますという事で、27ページには、3つの柱としまして、継続的な調査・研究、それから適切な保存管理、あとは防災・防犯という事でございます。

次ページをお願いいたします。

政策目標（２）歴史文化資源による地域活性化を図る、地域総がかりで、市内外に向けた情報発信・普及啓発や各地域の歴史文化資源を結びつけた地域振興への展開などを行い、歴史文化資源を生かしていきますということでございます。

29ページが施策の柱、１つ目、歴史文化資源の情報発信・普及啓発、歴史文化資源の地域振興への展開ということでございます。

次ページをお願いいたします。

施策目標３、歴史文化資源を保存・活用するための体制をつくる。みんなで歴史文化資源をまもり、いかす体制を構築し、市内全域を一つにつなげ、歴史文化資源を未来につなげていきますということで、31ページには柱といたしまして、歴史文化資源の保存活用を推進するための体制構築ということでございます。

32ページお願いします。

ここからは基本目標３、「ひと」と「まち」の仕組みをつくるということでございます。

（１）文化芸術活動の活性化を図るということで、市民の自主的な文化芸術活動が活発に行われるよう必要なサポートを検討・実施してまいりますということでございます。

33ページには、施策の柱、文化芸術活動のサポートということで、主な取組、文化協会の活動をサポートですとか、文化団体の補助・助成等の情報提供でございます。

34ページをお願いいたしますが、施策目標（２）「ひと」を育て、組織をつくるというものです。文化芸術活動を支えるために、文化芸術を支える人材の育成や相談を担う組織の設置について検討を実施していきますということで、35ページになりますが、文化芸術活動を支える人材の育成及び組織の形成ということでございます。

取組としまして、文化芸術の担い手になり得る人材の育成、または文化芸術コーディネーターの育成ということで、中ほどにイラストございますが、コーディネートを行う組織というのを設けたいと考えてございます。これによりまして、領域横断的に推進をしていくためにもこの組織というのは重要なものの１つであると捉えております。

このコーディネーター、文化芸術コーディネーターが担う役割としまして、下の囲みにありますとおり、大きく４つ、まず相談・コンサルティング業務、あとは関係機関との連絡調整業務、あとは調査・研究、あとは情報発信ということで、こういったのを担っていただきたいというような考えでございます。

次ページお願いいたします。

36ページ、施策目標（3）まちの仕組みをつくるでございます。喜多方ならではの魅力あるまちづくりを進めるため、他分野との領域横断的な連携を強化しますということで、37ページにその文化芸術活動を支える体制づくりとして柱としてございます。

こちらにつきましては、それぞれ市民・企業・教育機関・関係団体・行政など多分野との連携を図る仕組みをつくっていくということでございます。

中ほどの関連図でお示ししておりますが、先ほど申し上げましたコーディネーター、コーディネートを行う組織を中心としながら、それぞれ活動される団体、またはそういうものの施設、行政、それらの連携を図りながらということで、そういった体制を構築しながら推進してまいりたいというものでございます。

38ページをお願いいたします。

共通目標ということで、情報発信の部分です。施策目標（1）としましては、一人ひとりに情報を届ける、市民一人ひとりに文化芸術に関する情報が行き届くよう、世代やニーズに応じた効果的な発信や、発信力を高める取組を行います。

39ページには、柱としまして情報の効果的な発信としまして、定期的な文化芸術情報発信の実施、または多様な広報媒体による即効性のある情報発信の実施というようなところで、主な取組として掲げてございます。

次ページ、40ページお願いいたします。

第4章、推進体制及び進捗管理でございます。まず1の推進体制でございます。基本理念及び基本目標、施策目標を達成するためには、行政のみならず市民・企業・教育機関・関係団体など多様な関係者の連携・協働により、それぞれの役割を果たしながら一体的に推進していくことが重要であります。

文化芸術に関わる各主体において担う役割を次のとおり示しましたということで、それぞれ（1）から次ページの（6）までの各市民または各団体、コーディネーターの役割ということでお示しをしております。

41ページの中段、大きな2番の進捗管理でございます。本計画の進捗管理及び評価につきましては、学術経験者などで構成された文化芸術推進審議会、仮称でございます。こういったものを新たに組織したいと考えてございます。これを組織しまして、計画の進捗管理、または評価を行ってまいりたいと考えてございます。

また、本計画が多分野にわたることから市の行政評価においても

実施をしていきたい。さらに、本計画につきましては教育振興基本計画の個別計画として策定いたしますので、市教育委員会の点検評価においても実施をして、今後の事務事業への反映に努めていくというものでございます。

43ページからは資料編になりますので、説明は省略をさせていただきたいと思えます。

説明は以上でございます。

教育長

ただいま事務局より説明がございましたが、この計画案について、どこからでも構いませんので、ご意見ご質問等あればお願いいたします。

高橋委員

21ページの体系図についての質問ですが、去年の4月に概要についてお伺いしたときの体系図と比べると少し変わった部分があります。まず1つ目は、緑色の部分が文化財保存活用地域計画ということで、以前のものには点線の四角で囲って、別途裏の詳細に定めますという説明があったのですが、それはこちらのほうにも入れてもいいかなというふうに感じました。それが1つ目です。

そして、その下のピンク色の部分で、(3)まちづくりの仕組みをつくるのところの①、②というものが以前はあったのですが、それが1つになっていて、以前示された文化芸術創造都市の推進、重点施策というふうにお伺いしたのですが、その部分がなくなっているのはどこか別のところに入ったということなののでしょうか。

教育長

大きく2点ありました。

文化課長

では、まず1点目の文化財保存活用地域計画の記載の部分ということでございますが、お示しした際には、説明する際のわかりやすくイメージできるようにということで、点線で囲ったという意図がございました。ただ、今ほどの説明でも申し上げましたとおり、そのような意図といたしますか、形でつくっておりますので、検討させていただいて、何か表記したほうがよりわかりやすいのであれば、そこは工夫をさせていただきたいと思えます。

2点目の文化芸術創造都市の推進というところの記載でございますが、この体系図の中の施策の柱というよりも、基本理念を見ていただくとわかりますとおり、文化芸術創造都市の形成というのが大きな考えの、理念として捉えたほうがよりよろしいだろうということで、外出しといたしますか、むしろ外に出すべきであろうという整理の基にまとめ方をさせていただいたものです。

高橋委員

わかりました。

教育長

よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

高橋委員

すみません、資料編のほうなのですけれども、アンケートについ

て大変興味深く見させていただきました。このアンケートからいろいろなことがわかってきたなと思いました。これを今後何か活用しながら、地域の方の人材を掘り起こしていくというような形がおそらくあるだろうなと思っています。期待しています。

そこで質問したいのは60ページの市民ワークショップの詳細について、地域おこし協力隊の方がまとめられているのだと思うのですが、この部分がその他のものに比べると、何かこう事業報告書のような感じに読み取れてしまって、わかりにくい文言というか言葉とかそういうものが多いと思います。

もしこれも掲載して、一般の方に見ていただくのだとすると、言葉づかいとか説明とかがちょっと不足していると思いました。

例えばですけれども、60ページの目的のところ意見の掘り出しを行うとか、その下の方のワークショップ内容で聞き出す設計にしたというような、そういった言葉の使い方がとても上からというか、業務をしている人からの感覚がすごく強くて、もしこれを一般市民が見ると、何かこう指導されているような、そんな印象を持つので、こういった言葉遣いというのは気をつけたほうがいいのではないかなど。誰が読むのかというのにも大変関わってくるのですが、一般の方に読んでいただきたいと思うのですと、その辺の表現があると思います。

それから、ワークショップ内容、2番の一番下のふくらましというのはちょっと違うのでは。ふくらませ、またはふくらましてというような、言葉も正確にしたほうがいいのではないかなと思います。

それから、3番の出てきた参加者の意見、考えについての右側の矢印で視点というのが何度も出てくるのですが、この視点というのは、この地域おこし協力隊の方が考えることなのか、視点が誰に対して考えたのか、思っているのか、この視点というのはこれから一般の人を導いていくためにこれが重要だと言われているような感じがしてしまうので、ちょっとこれは視点というのはどういうことなのかというのを、意味をもう1回説明といいますか、わかりやすくしたほうが良いと思います。

といったようなことがたくさんもっといっぱいあるのですが、一つ一つですと時間がかかってしまいますので、この掲載の仕方が報告書のような形で構わないのであればそれでもいいのですけれども、言葉については考え方が、61ページの参加者Dの「ずーと」というのも表記するには違うのではないかなという感じがするので。そういったところをもう一度考えていただきたいと思いました。

以上です。

文化課長

ご指摘大変ありがとうございます。こちら委員おっしゃられるように、60ページ以降のこの資料につきましては、内部の報告書をそのままという形で載せてしまっている状況でございます。

それで、ご指摘いただいた点も含めて、それ以外ももう少しわかりやすくまとめたほうがいいところですか、注釈をつけたほうがよりわかりやすいとか、その辺は工夫をさせていただいて、全体的にといいですか、再度そこも含めながら計画全体をよりわかりやすい表現にしていきたいと思えます。

高橋委員

わかりました。

それではこの市民ワークショップの詳細については、地域おこし協力隊の方の立場を少しはっきりさせて、文化芸術都市の推進担当だということも示して、この方の業務報告書寄りのような形で出してもいいのではないかなと、他と表現の内容について温度差というか、違和感があったのでそういうふうに申し上げました。

以上です。

教育長

よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

長田委員

今高橋委員が言われたように、アンケートも大変興味深くていろいろなことがわかって、大変有益だなというふうに私も感じました。

言葉づかいを見ますと、この資料も大変きめ細やかに作ってあるかと思うのですが、読んだ流れとして、少し言葉が違うところがありましたので、26ページなのですけれども、課題のところ、割とここが丁寧に謙譲語的に、課題の1行目などは「把握を進めてまいりましたが」とか、その下の「ものでありますので」とか、その下の6行目も「存在しておりますので」とか、その後の10行目にも「おります」とあるのですが、ここがずっと同じような流れで、「ましたが」とか、「もです」とか、「います」と言葉尻をそろえて書かれたかほうが、流れとして統一的になるかなと思えました。すみません、細かいことなのですけれども。

また、28ページの課題のところの3行目にも「取組を進めておりますが」とあるのですが、「進めています」と簡単に書かれていいのかなと思えました。

もう1点が別なのですけれども、20、21ページの図なのですが、体系図や図を使って大変視覚的にもわかりやすくいいなと思ったのですが、私の個人的な意見になりますけれども、この20ページの絵図で、市のことなのでこうになってしまうのは仕方がないのかもしれないのですが、内部でという感じに思えるような要素だったので、他地域との交流という側面もこの絵図に入れてもいいのではないかなと感じました。

コーディネートですとか、芸術家などというのは外の方との関わりもあるかとは思うのですけれども、割と内向的な感じがしたので、広い視野に立って、あるいは他の地域の、後の説明の中には市外の保存団体との交流の機会とか、市外に情報を発信させていくとか、そういう外との関わりもあったのですが、ここでもそういうことも入れてみてもいいのではないかなと思いました。外との交流から市の特性とか、広い視点で考えているということもアピールできるのではないかなと感じた次第です。

以上です。

教育長

いかがでしょうか。

文化課長

ご指摘ありがとうございます。

最初の文章の表現につきましては、もう一度具体的に整理をさせていただきますと思います。ありがとうございます。

2点目の他の地域との交流という部分につきましても、ご指摘いただきましたこの図を含めまして、工夫をさせていただきます。実際文章全体を見ましても、その部分というのは薄いかもしれないと思っております。文化財の部分では若干出ていたりはするのですが、もし文章の中でも多少加えることができる部分があれば、その辺も少し意識しながら、全体整理をさせていただきますと思います。どうもありがとうございます。

教育長

他にございますでしょうか。

高橋委員

新しいといいましても、もう何年も経ちますけれども、法律が変わって名前が変わって、こういう形になった中には文化と歴史だけじゃなくて、まちづくりとかいろいろなところと連携して市民の参加といいますか、住民の方からの活動みたいなものも強調されたと思っていたのですが、その部分をもう少し、例えば4ページ、1番の文化振興基本法から文化芸術基本法に変わりましたという、そこでもう少し強調してもいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

文化課長

ありがとうございます。この法が変わった、4ページに国の動向ということでお示ししましたところにもありますとおり、この法が改正となった趣旨もそういった点は重視するということでございますので、若干その辺は触れておりますが、市民の方にとっても積極的に関わっていただく期待といいますか、その思いはございますので、ここで記載するのがいいのか、他のところがいいのか、市民の方にもわかりやすいようなところを工夫していきたいと思っております。

教育長

よろしいでしょうか。

高橋委員

はい

教育長 他にございましたらお願いいたします。
各委員 なし
教育長 それでは、今回はこの程度といたしまして、まだ案の段階ですの
で、ご意見等ございましたならば、お寄せいただければと思います。
それでは、協議の第9号喜多方市文化芸術推進基本計画（案）に
ついては、この程度といたします。

協議第10号 喜多方市文化財保存活用地域計画（案）について

教育長 続いて、協議第10号に移ります。
喜多方市文化財保存活用地域計画（案）についてを上げます
ので、事務局より説明をお願いいたします。
文化課長 では、10ページをお願いいたします。
喜多方市文化財保存活用地域計画（案）についてでございますが、
本計画案につきまして、別紙のとおり協議をするものでございます。
別紙、別冊をお手元をお願いします。
まず、表紙でございますが、目次でございます。序章から第1章、
第7章の裏面まで、第7章ということで7章構成と、資料編という
ことでの構成をしてございます。
計画の2ページをお開きいただきまして、本計画の位置付けでござ
います。
本計画は、文化財保護法第183条の3に基づく地域の文化財の保存
及び活用に関する総合的な計画として作成をいたしますということ
で、この文化財保護法183条の3というのは、市町村教育委員会は当
該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計
画を作成し、文化庁の認定を申請することができるというような
内容でございますが、これに基づきまして策定するものでございま
す。
7ページをお願いいたします。
3の計画期間でございます。本計画につきましては、令和5年度
から令和9年度までの5年間を計画期間として定めておりまして、
この5年間を第1期という形で設定をしてございます。
次ページをお願いいたします。
4の計画対象でございますが、文書の一番下の最後の段落になり
ます。このためというところですが、本計画では、文化財保護法に
規定されているものに限定せず、また指定、未指定の違いに関わら
ず、文化財の説明に相当し、本市の魅力を示すものを歴史文化資源
と定義づけて対象とするというものでございまして、下の図にお示

しましたとおり、歴史文化資源としましては、左側水色の部分で示されております6つの文化財、有形、無形等、あとそのほかの文化財としまして右側にありますが、風景、伝統産業、自然、こういったものも含めて歴史文化資源として認定をしているというものでございます。

13ページをお願いいたします。

第1章、喜多方市の概要というところでございます。こちらは説明は割愛させていただきますが、44ページまでにかけて、地理的な環境、または社会的な状況、歴史的な背景ということで整理をまとめております。

45ページをお願いいたします。

第2章、喜多方市の歴史文化資源の概要ということでございます。45ページから指定等文化財、53ページからは認定等文化財、57ページからは未指定ということでそれぞれ整理ということでございます。

58ページをお願いいたします。

58ページからは、歴史文化資源の概要と特徴ということで、それぞれ有形文化財、または60ページからは民俗文化財とそれぞれの分類ごとに概要、特徴ということで整理をしております。

70ページをお願いいたします。

第3章になります。喜多方市の歴史文化の特徴ということでございます。

まず1つ目、歴史文化の特徴の設定の目的というところでございますが、この歴史文化とは地域固有の風土の下、先人によって生み出され、はぐくまれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果やその成果が存在する環境を総体的に把握した概念であります。

この概念に基づきまして、本市固有の自然・地理的環境、社会的状況、歴史的背景、歴史文化資源やそれに関わる取組などを相対的に俯瞰することによって見出されるものが本市の「歴史文化の特徴」ですということです。

この特徴を軸に本計画を作成することによりまして、本市の歴史文化資源の持つ新たな価値を明らかにできるようになります。また、自らの住む地域との関わりとともに捉えることで、人々が歴史文化資源をより身近に感じられるようになり、社会全体でそれらを支える気運の高まりにつながることを期待されますということでございます。

2つ目の歴史文化の特徴ということでございます。3段落目にな

りますが、川や盆地等の自然や地理的な特性を背景に形成してきた喜多方市の歴史文化の特徴をまとめますと、「飯豊山麓“商いの町”喜多方の歴史と文化」ということで、次の3つの視点で考えることができるということで提示してございます。

まず1つ目、地理的な視点といたしましては、「会津盆地“キタカタ”の出入口」2つ目、人々の営みの視点といたしましては、「商いのまち“喜多方”」3つ目の視点、「文化的な視点として会津“北方”の信仰とくらし」この3つのテーマを設定したところでございます。

73ページをお願いいたします。

第4章、歴史文化資源の保存・活用に関する方針ということでございます。

1で将来像でございますが、この将来像につきましては、今の第3章の歴史文化の特徴を踏まえまして、73ページ下の緑の囲みの部分になりますが、本市の歴史文化資源の保存・活用の将来像を定めてございます。地域の特色ある歴史文化資源をみんなでまもり、いかし、一つにつながるまち喜多方でございます。

まもるの視点といたしましては、地域間で偏りのない調査・研究や、保存管理、防災・防犯対策等を行い、歴史文化資源を守っていきます。

いかすの視点では、地域総がかりで市内外に向けた普及啓発・情報発信や、各地域の歴史文化資源を結びつけた地域振興への展開等によって、歴史文化資源をいかしていきます。

つながるの視点ですが、みんなで歴史文化資源を守り、いかす体制を構築し、市内全域を一つにつなげ、歴史文化資源を未来につなげていきますということで、この3つ、まもる、いかす、つながるというこの視点から次ページ以降になりますが、課題等を抽出しまして、方針措置ということでございます。

80ページをお願いいたします。

第5章です。歴史文化資源の保存・活用に関する措置というところでございます。

第4章でお示ししました、「まもる」「いかす」「つながる」というそのそれぞれの方針に基づきまして、本市が有する課題を解決、将来像に向かっていくための措置を設定しますということで、この措置というのが具体的な取組ですとか事業内容でございます。

81ページからになりますが、まずその「まもる」に関する措置、取組等でございます。(1)調査・研究というのが81ページ、82ページには保存管理に関するもの、続きまして、86ページになりますと、「いかす」に関する措置としまして、情報発信・普及啓発に関する

の取組等、88ページには地域振興への展開ということで、それぞれの下のような措置、取組でございます。

90ページには、3つ目のつながるに関するものが、これらの内容でございます。

次の91ページにつきましては、措置の一覧にしてございます。この文化歴史資源の保存・活用に関する措置を将来像、課題、方針、このつながりから整理をしているのがこの表でございます。

第6章をお願いいたします。

文化財保護活用区域に関する事項でございます。

1 計画の進め方と区域の設定でございますが、まず計画の進め方といたしましては、第4章において、本市の歴史文化資源活用の将来像の設定をいたしました。

また、将来像を実現するために解決すべき課題等を整理し、課題解決に向けた方針及び措置を設定、これが5章で、これらの取組につきまして、最初から市内全域を対象として取り組むのがなかなか難しいということがございますので、まずは各地域での計画を進めていくこととしてございます。

92ページになりますが、その地域単位といたしますのが、(2)の文化財保存活用区域の設定ということでございます。その文化財保存活用区域の設定といたしますのは、文化財が特定の範囲に集積している場合、当該文化財をその周辺環境を含めて面的に保存、活用するために設定するという事で束ねてございます。

93ページの中ほどの表をご覧いただきまして、今申し上げました区域、6つの区域を本市の文化財保存活用区域として設定してございます。それぞれ喜多方地域が筆頭になりますが、喜多方地域、塩川地域、熱塩加納地域、山都地域、高郷地域それぞれ関連する部分につきまして、1つ目が蔵建ち並ぶ町並み区域というのが小荒井×小田付地区。2つ目、古代・中世に栄えた要衝区域というのが、慶徳・塩川西部地区。3つ目、水運で賑わった河川と雄国山麓区域ということで、塩川東部・熊倉地区。4つ目が北境へ延びる街道区域、松山・上三宮・岩月・熱塩加納地区。5つ目、山岳信仰が息づく大河の合流区域、これが山都地区。6つ目、太古の地層が広がる文化交流の大動脈区域ということで、高郷地区ということでございます。

次ページ、94ページには、この今上げた区域を図で示してございます。こういった範囲で区域を設定しているというものでございます。

95ページからは、それぞれの文化財保存活用区域の中の説明とい

う形になりまして、まず95ページにつきましては大きな1番の蔵建ち並ぶ町並み区域についての内容でございます。まず、(1)概要、そして下のほう歴史文化資源ということで、次から97ページにかけてまして、表にそれぞれの名称等をまとめてございます。

98ページにはそれぞれの歴史文化資源の位置図とあと拠点施設のある位置図ということで、お示しをしております。

99ページにつきましては、歴史文化資源の保存、活用に関する課題といたしまして、「まもる」「いかす」「つながる」それぞれのテーマごとに課題を整理しています。

101ページになりますが、こちらは今の大きな1番の蔵建ち並ぶ町並み区域で実施する措置の一覧ということで、左から措置、あとはその内容、実施主体、あとは実施財源も含めて、実施時期等を表にしているものでございます。

これが今大きな1番についてご説明申し上げましたが、126ページまでそれぞれの大きな区域ごとに整理をしております。説明は省略させていただきます。

では、第7章でございます。

歴史文化資源の保存・活用の推進体制についてでございます。

保存・活用体制の整備方針といたしまして、歴史文化資源の保存・活用につきましては、所有者等地域、市民、市関係機関、市防災・防犯機関、市内教育機関、専門機関等、専門委員会など関係団体、民間事業者が行う取組におきまして、市が連携、協働することによって推進をしてみたいということでございまして、下にその明示図ということでお示しをしております。歴史文化資源を取り巻くそれぞれの地域の方、また市民の方、そういったところにそれぞれ市、または専門的な機関等が連携・協働、または助言等をしてみたいというイメージとしてございます。

129ページをお願いいたします。

こちらでは、保存・活用の推進体制ということで、表にしております。こちらは表の左側から所有者等、実施主体、中ほどのそれぞれの役割、業務内容、あとは主に関連する措置ということで、先ほど触れました81ページからのそれぞれの表に番号を振っておりますが、それとリンクするような形になってございます。

ということで、こちらの表、129ページから133ページまで、それぞれの実施主体等を基に提示をしておりますので、例えば市民の方でしたら、主に関連する措置としましては、2-8というところを見ていただければ、それぞれの立場から措置がわかるような、逆引きするような形でこの表を整理しているところでござい

す。

駆け足になりましたが、計画の内容、説明については以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

ただいま概略説明ございましたが、この内容等についてご意見ご質問ございましたらお願いいたします。

遠藤委員

文化芸術振興推進基本計画の中でコーディネーターというような位置づけがあったのですが、今回この文化財保存に関してはコーディネーターというか、支援していくような組織はつくっていかないのでしょうか。

文化課長

先ほどの文化芸術振興推進基本計画の中で、コーディネーターを設置したり、その中でも本当に芸術的な部分だけではなくて、できれば文化財等のコーディネートもできる部分も含められればという考えも持っております。

ただ、両方なかなか広範囲になってまいりますので、すぐにそういった人だったり、組織というのはなかなか難しいのかなとは考えております。

文化財に関連する団体の方、または専門の組織、そういった機関もございまして、そういったところも活用しながら、将来的には今ほど申しあげましたコーディネート組織グループを目指していきたいのですが、市の公的な審議会等も活用しながら、助言等していただければ、役割も担っていただきながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

教育長

よろしいでしょうか。

遠藤委員

はい

教育長

他にございますでしょうか。

長田委員

記載のところでお尋ねなのですけれども、81ページの一番下で黒枠の白抜き文字のところの説明なのですけれども、この第4章というところは73ページではないかなと思うのですが、この1、将来像と計画の進め方というのは、1は将来像しかなくて、計画の進め方というのはむしろ7ページの第1期という表を見ていただいたほうがわかりやすいと思うのですけれども、ここの説明がわからなかったのと、後ろのほうになります。第7章で130ページなのですけれども、右の欄は主に関連する措置ということで、ご説明いただいたように番号があるのですが、熱塩加納総合支所住民課のところ、産業建設課でもいいのですけれども、他の支所のところには全部関連のもので4-13ということで記載されているのですが、熱塩加納総合支所だけそれがなくて、4-13というのは市関係機関との連携と

ということで、各地区公民館や市立図書館と連携してということが書かれているのですね。

これも熱塩加納総合支所住民課のところの中に、本庁各総合支所との連絡調整や、それに関する類するようなことが書かれているので、生涯学習の推進、啓発等々も書かれていますので、どちらにも各々入れたほうがいいのではないかなと思いました。

以上です。

文化課長

まず1点目の81ページの一番下の記載でございます。第4章とありますが、第6章に修正したいと思います。

後段の130ページ以降の総合支所の記載でございますが、4-13、確かにそれぞれの全ての総合支所に関連する部分でございましたので、記載漏れでございましたので修正してまいります。

教育長

よろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。

高橋委員

基本的なところの質問で今さらという感じもするのですが、この計画を策定することで何か国の認定などを受け、補助金がいただけるというような流れになっていくのでしょうか。

文化課長

この計画につきましては、市で作成しまして、国に提出して認定を受けるという形になります。予定は令和5年度で、国から認定を受けられるのが7月前後というような予定で考えてございます。

この計画を策定いたしますと、そのメリットといたしましては、やはり国の補助率の加算ですとか、そういったものがあるようでございます。補助メニューの中にもこの計画を策定しているということが書き込まれているものもあると県のほうからは聞いておりますので、これをつくることによって財源的にも有利なことができると考えております。

高橋委員

よくわかりました。頑張ってください。認定を受けるための計画なので、スタイルがあるのかなと思いました。他の市町村などを見てみたら、やはりこのような形になっているので、何かマニュアルがあるのか、ひな形があるのか、こういった形で出していくのがよろしいのかなというふうに理解しました。

ものすごくよくまとまっていて、最近のミニ喜多方市史みたいな形で、すごくうれしくなってしまうぐらいにいろんな歴史的なものを書かれているのですけれども、これが一般の方が見ることを考えると、だから歴史とか文化は敷居が高いのですよねという感覚に、まず私はそう思いました。

国の認定を受け補助などのメリットにつながるのだということを理解するまでは、だから敷居が高いのだよねというのがよくわかり

ます。アンケートの結果でそういうものがありましたけれども、こういうところなのだと思いましたが、それは仕方がないことなので、もし一般の方にこれを広めるのだとすると、映像によるデジタルとか、DVDとか、そういったもので映像とナレーションのようなもので理解していけるような、そういったことも考えてはいかげなかなと思います。

以上です。

文化課長

まずこの計画をつくる主体ですが、やはり最終的には国の認定を受けるということで、ある程度今までも文化庁の担当者の方に何度もやり取りしながら、指摘をいただきながら修正を加えてつくってきてございます。

こちらの文化財保存活用地域計画につきましては、文化のコンサルにも委託して進めてございます。全国いろいろな自治体の計画も策定していることもありまして、最終的に国の認定を受けなければならないというそういう中身も熟知した中で我々とともにつくってきたということでこういう形になってございます。

一般の市民の方にも非常にわかりやすくというところでございます。デジタルという映像で見ていただくというのが一番イメージもしやすくいいのかなと思いますけれども、その辺は今後どんなことができるのか、研究させていただきたいと思います。

ただ、この計画がまとまりましたら、概要版という形で内容を要約したものをつくる予定でございますので、そういったものである程度最初のイメージをつかんでいただくものとしては、市民の方にもいろいろ周知を図っていききたいというふうに考えてございます。

教育長

よろしいでしょうか。

高橋委員

はい

教育長

他にございましたら、お願いいたします。

長田委員

36ページなのですが、表の古代の主な歴史文化資源というところで、高郷地域、大谷古墳と載っているのですが、これは資源ということなので、指定を受けておらず、調査がはっきりされたものではなくていいようなことも承知していますが、この大谷古墳というのは高郷村史、当時昭和50年に書かれたものには一応大谷古墳となっているのですが、調査もされていなくて、わからないということで、表示も伝というふうに現地では大谷伝古墳公園となっていますので、ここに大谷古墳と書いてしまうのはちょっといかげなというふうに思った次第です。他には伝がついているものもありますし、共同墓地もありますので、調査もされにくいという状況もあるそうです。

また、84ページなのですけれども、2点お尋ねしたいことがあります。

2-17というところで、収蔵場所のことが書かれているのですが、収蔵場所の確保・整備というところでその下のほうに、この資料等の収蔵場所を確保し、収蔵施設の一元化を図るというふうに書かれているのですが、その収蔵施設の一元化というのを見ると、今まで各市内に旧町村ごとにあったものを一堂に集めるのかなというような意味合いに取れてしまいまして、データだけのことなのか、今までそういう1カ所に集める話がなかったのが、ちょっと唐突な気がしてここの辺りのご説明をいただきたいのが1つと、下の防災に関することなのですけれども、3-3消防訓練等の実施というところで、主体が市になっていまして、支援協力が地域所有者等になっているのですが、これは防災訓練の主体に地域、所有者等も入れてしまっているのではないかなと思えました。

防災計画も大変よくできていて、モデルケースにしていてもいいのではないかという話もあったものだったのですが、その中では防災の訓練、それは二重丸と丸で主体者を分けるところでは、市のほうが支援のほうになっていて、主体のほうは地域だったと思えましたので、逆になっているような感じでしたので、こちらでも当事者として地域、所有者等を同じように市と併せて実施主体に入れてもいいのではないかというふうに感じました。

教育長
文化課長

ということで、3点ございましたが。

まず1点目の36ページの表になりますが、大谷古墳の件、再度確認をさせていただきますが、ここで整理した遺跡等につきましては、県の遺跡台帳に載っているものを全て出しておりましたので、そちらと併せてもう一度内容については確認をさせていただきたいと思えます。

続いて、84ページの2-17の記載でございます。こちら確かにこれまで市として一元化を図るということを特にお示ししておりません。記載誤りでございまして、こういった考え方も視野に入れながらという思いは事務局として持っておりますので、まだ図という断定的な表現は不適切であったと思っておりますので、訂正をしていきたいと思えます。

下の3-3につきましては、委員ご承知のとおり、地域の方が主体となっただくというのが適切であろうと思えますので、こちらは主体のほうに地域の方も含めるという形で訂正をさせていただきます。どうもありがとうございます。

教育長

よろしいでしょうか。

長田委員 はい

教育長 他にございましたら、お願いいたします。

高橋委員 内容の細かいところになってしまうのですが、36ページの上から3行目の北東の灰塚山古墳というものがあるのですが、このままだと北東というのは市の北東ということで勘違いされてしまう部分があるのではと思いますので、古屋敷遺跡から見て北東とするなど、もう少しわかりやすい書き方がいいかなと思います。

また、遺跡の写真なども少し入るとうれしいなという部分があります。

以上です。

文化課長 36ページの場所の表記につきましては、もう一度確認をさせていただいて、わかりやすいようにしたいと思います。

写真につきましては、あればよりわかりやすいのかなとも思いますが、130ページを超える膨大な数となっておりますので、なるべくコンパクトにできる部分はあると思いますので、その辺は難しいかなと思ってございます。

高橋委員 デジタル版で期待しています。

教育長 他にございますでしょうか。

とりあえず今日はこの程度まででよろしいでしょうか。

各委員 はい

教育長 また何かあれば先ほどの計画と同じで、教育委員会事務局にご意見等いただきたいと思います。

それでは、これで協議事項のほう終えたいと思います。

8 その他

(1) 教育長及び各委員から

教育長 その他ということで、最初に教育長及び各委員からということで、私からは特にございませんが、各委員の皆様方から何かありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員 なし

(2) 事務局から

教育長 それでは、(2)の事務局からということで、事務局のほうから何かありましたらお願いします。

学校教育課長 それでは、私より2点お知らせをしたいと思います。

まず1点目は、コロナ感染の小中学校の様子でございます。

まず、冬休みに入りまして12月いっぱいには1日10名前後の感染者の報告がありました。1月に入りまして、1日5～6名ということになりまして、現在も昨日で5名、その程度でございます。まだ学校を開いてから子どもたちの接触が十分ない状況だと思われて、今少ないのかもしれませんが、今後なお気をつけて学校生活を送るように指示をしてみたいと思います。現在におきましては学級閉鎖等の措置はございません。

続きまして、適正規模・適正配置に関するご報告を2点申し上げます。

まず1点目ですけれども、審議会の報告でございます。資料はございません。

令和4年の12月18日、第14回喜多方市立小中学校適正規模・適正配置審議会を開催しました。その結果についてのご報告でございます。

第14回審議会におきましては、小中学校手続の適正配置の実施計画（案）についての保護者説明会及び地域説明会の結果につきまして報告を行いまして、中学校区別に今後の検討の方向性について協議を行いまして、委員の皆様から様々なご意見をいただいたところでございます。

主な意見といたしましては、複式学級が続く状況においては、学習面での負担が大きいと感じるため、統合に進んでいかざるを得ないとする。2つ目といたしまして、子どもの心のケアを十分に考慮した上での統廃合の時期を考えてほしい。3つ目といたしまして、地域の衰退が懸念される一方で、子どもたちのことを考えるとある程度の人数の中で教育されるのがいいという思いも。4点目といたしまして、保護者と地域の方との温度差が随分あるのではないかとというようなご意見をそれぞれいただいたところでございます。

それを受けまして、現在議事録につきましては、整理中でございます。審議会での意見や今月末からの開催を予定しております小中学校等保護者団体学校運営協議会合同意見交換会などにより、さらに論議を深めてまいりたいと思っている次第でございます。

それでは、別で皆様にお配りさせていただきました合同意見交換会のご案内をご準備していただけますでしょうか。

こちらの目的でございますけれども、中より下になりますけれども、実施計画（案）について、各小中学校、こども園、幼稚園、保護者役員及び学校の評議会の方々のご意見をお聞きし、今後の案の策定の参考としたいと考えております。

参加対象につきましては、各小中学校PTAの役員、それから各

子ども園、幼稚園の及び各保育園の保護者会の役員等、それから小中学校学校運営協議会の委員、こちらの想定をさせていただいているところがございます。

裏面をご覧ください。

実施方法につきましては、今回は中学校区ごとに開催をしてみたいと思います。開催日時につきましては、それぞれ中学校区ごとに1月30日から2月3日の週間間に実施をさせていただきたいと思っております。

見開いていただきますと、参考資料といたしまして、実施計画(案)の抜粋、それから説明会での主な意見の抜粋等を掲載しているところがございます。

学校教育課からの説明は以上でございます。

教育長

今学校教育課から大きく2点、コロナと適正規模関係の説明がありましたが、この内容について何かございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員

なし

教育長

他に事務局からございますでしょうか。

生涯学習課長

冒頭の行事等の報告でもありましたように、1月8日、日曜日、二十歳を祝う会を行いました。成人年齢の引下げに伴う初めての式典ということで、委員の皆様には連休中の何かとお忙しい中、ご出席いただきまして本当にありがとうございました。

当日は天気にも恵まれまして、何事もなく無事終えることができました。出席者につきましては、対象者451人中、約320名ということでございました。この内容につきましては、広報2月号に掲載予定でございますので、ご覧いただければと思います。

以上でございます。

教育長

ありがとうございます。

他に事務局からございましたらお願いいたします。

事務局

なし

9 連絡事項

(1) 令和4年度教育委員会会議の開催日程(案)等について

教育長

それでは、その他は終えまして、9番の連絡事項に移ります。

令和4年度教育委員会会議の開催日程(案)についてですが、教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長

それでは、11ページのほうお聞きいただきたいと思います。

令和4年度教育委員会会議の開催日程についてでございます

が、記載のとおりで12月定例会にお示した日時から今後の予定としましては、変更のほうはないところでございます。

また、その下にあります今後の日程について記載のとおりですが、本日この後午後2時15分から、総合教育会議が庁議室で開催されますので、出席のほうお願いいたします。

その下になります県市町村教育委員会連絡協議会、令和4年度第2回議会が1月13日開催されます。教育長が出席いたします。

連絡事項については以上になります。

教育長

今後の日程等について説明ありましたが、ここについて何かご意見等ございましたら、お願いいたします。

遠藤委員

小学校、中学校の卒業式と入学式の日程がわかれば教えていただきたいのですが。

学校教育課長

それでは、まず中学校の卒業式につきましては、3月13日の月曜日の10時頃からになると思いますが、学校によって時間が違いますので、後ほどまた正式にお知らせをいたします。それから小学校は3月23日の木曜日でございます。こちらも9時から10時までの間から開始されるもので、学校によって時間が違いますので、また後ほどご連絡をいたします。

入学式は4月6日となります。午前中が小学校、午後が中学校というような内容となりますので、よろしく申し上げます。

以上になります。

教育長

卒業式、入学式については追って連絡いたしますので。

他にございますでしょうか。

高橋委員

今年度は離任式の計画というのはありますか。

学校教育課長

教職員の離任式は現在のところ3月28日に予定をしているところでございます。日程等につきましては、まだお話しできなくて申し訳ございません。決まればすぐにお知らせをさせていただきたいと思っております。

長田委員

すみません、それに加えまして来年度になりますけれども、4月の教職員対面式も予定としてはあるのでしょうか。予定があれば一応教えていただきたいのですが。

学校教育課長

現在のところ実施については未定でございますが、実施する場合にはご連絡を差し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

教育長

コロナの状況等もあるので、それらも加味しながら決定していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、実施する場合にはいろいろな部分でお世話になりますのでよろしくお願いいたします。

各委員 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。
なし
教育長 それでは、連絡事項につきましてはこれで終了したいと思います。

6 審議事項

議案第32号 令和4年度喜多方市教育委員会表彰について

教育長 それでは、審議事項の議案32号に移りますので、これは先ほど申し上げましたように、非公開の案件となりますので、傍聴の方は喜多方市教育委員会会議規則第14条ただし書の規定により、ご退席をお願いいたします。

(非公開)

10 閉会

教育長 以上で本日の令和5年1月の教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教育長 大 場 健 哉

教育長職務代理者 大 森 佳 彦

二番委員 遠 藤 一 幸

三番委員 高 橋 明 子

四番委員 長 田 聡 子

教育総務課長補佐 塚 原 和 憲

